

平成30年（ワ）第1551号 石炭火力発電所建設等差止請求事件

原告 ■■■ ■■■ 外39名

被告 株式会社神戸製鋼所 外2名

訴えの変更（請求の予備的追加的変更）申立書

令和3年4月20日

神戸地方裁判所 第2民事部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 池田 直樹

同 浅岡 美恵

同 和田 重太

同 金崎 正行

同 杉田 峻介

原告ら訴訟復代理人弁護士 喜多 啓公

同 與語 信也

同 青木 良和

原告らは、以下の通り、本件について、請求の予備的追加的変更をする。

第1 請求の趣旨の予備的追加的変更

請求の趣旨第2項、第3項に関し、以下の通り予備的請求を追加する。

【変更前の請求の趣旨】

- 1 被告株式会社コベルコパワー神戸第二(以下「コベルコパワー神戸第二」という。)
は、下記の火力発電所(以下「新設発電所」という。)を建設してはならない

記

発電所名	神戸製鉄所火力発電所(仮称)(計画中)
燃料	石炭
発電規模	130万kW(65万kW×2)
発電方式	微粉炭火力 超々臨界圧発電
供給開始時期	3号機(新設1号機) : 2021年度稼働予定 4号機(新設2号機) : 2022年度稼働予定
計画地	兵庫県神戸市灘区灘浜東町2番地

以上

- 2 被告株式会社神戸製鋼所(以下「神戸製鋼」という。)及びコベルコパワー神戸第二は、新設発電所を稼働してはならない
- 3 被告関西電力株式会社(以下「関西電力」という。)は、神戸製鋼およびコベルコパワー神戸第二に対し、新設発電所の発電の指示をしてはならない
- 4 訴訟費用は、被告らの負担とする
- との判決を求める。

【追加する予備的請求の趣旨】

- 1 被告株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼」という。）及び被告株式会社コベルコパワー神戸第二（以下「コベルコパワー神戸第二」という。）は、別紙１の「期間」に記載の各期間に、新設発電所を稼働させ石炭を燃焼させることにより、下記の火力発電所（以下「新設発電所」という。）から、別紙１の「二酸化炭素排出量」に記載の量を超えて、大気中に二酸化炭素を排出してはならない

記

発電所名	神戸製鉄所火力発電所（仮称）（計画中）
燃料	石炭
発電規模	130万kW（65万kW×2）
発電方式	微粉炭火力 超々臨界圧発電
供給開始時期	3号機（新設1号機）：2021年度稼働予定 4号機（新設2号機）：2022年度稼働予定
計画地	兵庫県神戸市灘区灘浜東町2番地

以上

- 2 被告関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）は、新設発電所に同発電所から排出される排ガス中から二酸化炭素（CO₂）を回収・貯留する設備が設置されていないときは、神戸製鋼およびコベルコパワー神戸第二に対し、別紙１の「期間」に記載の各期間に、新設発電所について、別紙１の「発電通告量」に記載の量を超えて、発電量の通告をしてはならない
- 3 訴訟費用は、被告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因

1 はじめに

原告らは、従前、新設発電所の稼働により、大気汚染物質及び二酸化炭素（ＣＯ２）が大量に排出されることを違法であるとして、新設発電所の建設の差止めに加え、稼働の全部の差止め・発電の指示の全部の差止めを請求してきた（請求の趣旨第2項ないし3項）。

本申立書により追加する予備的請求の趣旨は、万が一、新設発電所の「全部」の稼働の差止めが認められない場合でも、新設発電所の稼働の一部の割合的な差止めが認められるものとして、変更前の請求の趣旨第2項・第3項との関係で、予備的に、稼働の一部の差止めの請求を追加するものである。

2 新設発電所からのＣＯ２排出は2040年時点でおおよそ許容されず、同年まで、毎年漸減させられねばならないこと

- (1) パリ協定のもとで、日本の2050年カーボンニュートラル及び2030年までに2010年比でのＣＯ２排出量の45%以上の排出削減は、先進国の最低限の義務であること

ア パリ協定のもとでの国の削減目標とその達成のための政策措置

従前主張してきた通り、パリ協定は、「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限するための努力」をすることを目的（第2条1項）として2015年12月に採択され、2016年11月に発効し、日本も同年11月8日に締結している。

パリ協定の「締約国は第2条に定める長期的な気温に関する目標を達成するため、衡平に基づき並びに持続可能な開発及び貧困を撲滅するための努力の文脈において、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成する」（排出を実質ゼロとする）

（第4条1項）ため、5年毎に国別削減目標を定めて報告することが求めら

れている。締約国にはこの国別削減目標の達成を目指して削減の措置をとる義務（第4条2項）があり、締約国全体で2℃（1.5℃）の長期的気温目標を達成するために十分であるかを5年毎に検証して、その結果を指針として5年毎に削減目標を提出する義務（第4条9項）が定められている。また、各国の次の目標はその時のその国の目標を超えるものでなければならず、その国ができる最も高い水準でなければならず（第4条3項）、目標の引き上げはいつでも可能とされている（第4条11項）。

これは、地球の平均気温の上昇は世界の産業革命以降の累積CO₂排出量に比例することから（IPCC第5次評価報告書）、2℃の気温上昇に止めるために排出できる量に排出を世界全体で抑制する仕組みとして導入されたものである。

イ 1.5℃目標の実現に向けた2050年カーボンニュートラル及び2030年までに2010年比45%削減の必要性

2018年10月に公表されたIPCC 1.5℃特別報告書は、平均気温の上昇が1.5℃の場合にも気候変動の悪影響は十分に深刻であること、1.5℃の上昇に止めるためには、2030年には2010年比で45%～50%の削減及び2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする必要があることを明らかにした。CO₂はとりわけ長寿命の温室効果ガスであり、その累積的排出量が地球の平均気温の上昇と比例関係にあることから、この目標はCO₂について求められているものである。

現在、地球の平均気温は産業革命前から約1.2℃上昇しているが、既に、2020年11月には衆参両院で気候非常事態宣言が発せられているように、世界各地で激甚な気候災害が現実化し、多大の生命・健康及び財産的被害をもたらしている。IPCC 1.5℃特別報告後、これまでに世界で124ヶ国が2050年実質ゼロを宣言しており、日本も2020年10月26日に菅首相が所信表明演説で2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実

現を表明した。

2050年排出実質ゼロに向けて、2019年9月の国連気候サミット以来、国連グテーレス事務総長から各国の提出されている目標を足し合わせても、2℃目標を実現する道筋から乖離している（甲Cエー5。UNEP：EGR2019）として、2030年の削減目標の引き上げが強く求められてきた。2021年11月に英国グラスゴーで開催されるCOP26（2020年11月に開催予定であったが、新型コロナウイルスのパンデミックにより延期されたもの）までに各国の目標引き上げが国際的な焦点となっている。既に、EUは1990年比55%削減、英国は少なくとも68%削減など、野心的目標が表明されており、パリ協定に復帰した米国も近く2030年までに温室効果ガスを2005年比で50%削減するとの目標が示される見込みと伝えられる。

日本は2015年7月に、2030年までに温室効果ガスを2013年比で26%削減するとの目標をINDC（国別削減目標の約束草案）として提出し、パリ協定発効後にこれをNDC（国別削減目標）として提出した。

2020年3月31日に、日本は、従前のまま再度、NDCを条約事務局に提出したが、同時に、引き上げを検討することも表明してきた。1. 5℃の気温上昇に止めるとの長期目標と、この目標を実現していくために、2050年のカーボンニュートラル及び2030年までに少なくとも45%削減すべきとの目標は、今日の国際社会で広く支持されており、科学的に必要なあるとも認識されている目標である。パリ協定の締約国であり、世界で4番目の大量排出国である日本は、2030年までに2010年比45%削減は最低限の要請といえるものである。

(2) 2050年排出実質ゼロの実現における石炭火力発電所からの排出削減

ア 排出削減措置の第一は、石炭火力のフェーズアウト（段階的廃止）であること

他の先進国でも、温暖化対策の最初の重点課題は、その国の排出量の数十％を占める発電部門におけるCO₂の排出削減に置かれてきた。石炭火力発電は、高効率であっても、天然ガス火力の2倍のCO₂を排出することは、今日では、裁判所にも公知の事実である。そこで、石炭火力発電所の新設を行わないことはもとより、再生可能エネルギーへの転換を推進するとともに、パリ協定の採択前から、石炭火力発電所のフェーズアウト（段階的廃止）が課題となってきた。そして、フランスは2022年、英国は2024年、産炭国であるドイツも2038年までに既設のCCSを付帯しない石炭火力発電所を段階的に廃止することを決定し、石炭火力からの脱却を図っている。米国も、安価な天然ガスへのシフト及び再生可能エネルギーが石炭火力発電所よりコストが低減していることから、経済的理由によっても、石炭火力発電所の減退が続いている。

しかるに、日本は、2010年代に石炭火力発電所の新設を政策的に推進し、現在も本件発電所を含む11基が建設中という、先進国なかで極めて特異な国となっている。石炭火力発電から排出されるCO₂は地球全体の温暖化に寄与するものであるため、強い国際社会の批判を受けてきた。グテーレス国連事務総長は、たびたび、日本に対して、2020年以降の石炭火力発電所の新設を中止し、2030年までの既設発電所の段階的廃止を求めている。

イ 日本の石炭火力発電所からのCO₂排出は、遅くとも2040年までに実質ゼロとしなければならないこと

日本の温室効果ガスの約9割がCO₂であり、うち93％がエネルギー起源である。温室効果ガス排出量の約85％がエネルギー起源のCO₂排出量である。

また、CO₂排出量の約40％が発電に由来するものである。うち、石炭火力からの排出量が過半を占め、温室効果ガス全体の22％にも及び、最も

大きい排出源である。

このことから、2050年排出実質ゼロを実現していくためには、高効率であっても、天然ガス火力の2倍のCO₂を排出する石炭火力発電所からの排出を、2050年よりも十分早期に、実質ゼロ（CCS付帯でなければ、排出ゼロ）としていかなければならないものである。

経済産業省総合資源エネルギー調査会において、2020年7月から非効率石炭火力発電所のフェードアウトについての検討が行われているが、これは、2030年の電源供給における石炭の割合が現状で32%であるところ、これを2030年に26%に抑制する（石炭火力からの2030年のCO₂排出量を2億2000万tとする）ための措置を目指したものに過ぎない。石炭火力発電所の発電効率を43%とすることなどの省エネ法による規制措置の導入等が検討されているが、CO₂排出量にかかる規制措置ではなく、多くの仮定が置かれたものであって、その実現も担保されたものでない。IEA（国際エネルギー機関）の日本についての持続可能シナリオにおいても、石炭火力による電力量は2030年までに急激に減少し、2040年にはほぼゼロとされている。そもそも、2030年に石炭火力から2億2000万tものCO₂を排出することは、2050年排出実質ゼロとおおよそ整合しないものである。

国際社会の要請からは、日本は石炭火力発電からのCO₂排出を2030年までに実質ゼロとすべきであるが、どんなに遅くとも、2040年までには実質ゼロとし、そこに至る経路として、現状から2040年までに、直線的に排出削減される経路を超えないことが、科学的な要請であるとともに、国際社会における公序となっている。

新設発電所からのCO₂排出についても、少なくとも、同様の経路での削減が求められるものである。新設発電所の年間CO₂排出量は、被告神戸製鋼によれば692万tとのことであるので、今後、2040年まで上記経路

にしたがった削減を行う場合の、毎年度ごとの新設発電所からのＣＯ２排出量の上限量は別紙１のとおりとなる。

3 被告らが前述の排出上限量を超えてＣＯ２を排出することは違法であること

(1) 被侵害権利

原告らが主張する被侵害権利は、伝統的人格権および平穩生活権としての健康平穩生活権と安定気候享受権である。

(2) 伝統的人格権への侵害

被告らによるＣＯ２の大量排出行為は、確実にＣＯ２の濃度上昇へ寄与し、気候変動に寄与する。被告らの排出行為の寄与を受けてより悪化した気候変動は、原告らの生命・身体・健康を一定の確率で侵害する。したがって、被告らのＣＯ２の大量排出行為は、気候変動への寄与とそれによってより悪化した気候変動がもたらす原告らの被害の増大に寄与する。被告らの排出行為による原告らの損害への寄与は、排出行為の気候変動への寄与と、気候変動から生じる損害の確率によって決まる。

被告はこれを不確実、不特定でかつ無視しうる寄与だと反論する。しかし、「金魚鉢に多数の者が微量の塩を同時に加え続ける行為によって中の金魚が弱り死亡する例え」と同じで、気候変動による被害は、慢性的だが長期の時間の経過の中で漸次確実に被害が現実化し悪化する被害なのである。オランダ最高裁判決は、気候変動によるこのような被害について、切迫した具体的な人権侵害ととらえている（甲Ｃクー１、２の５．２．２）。

今日、ＣＯ２の長期大量排出行為は、伝統的人格権との関係において、確実に具体的な人格権侵害の高度の蓋然性のある行為と評価すべきである。

(3) 健康平穩生活権および安定気候享受権

ＣＯ２の大量排出は、一定の時間の経過の中で、いつか、誰にでも、さまざまな形で生命・健康被害を現実化するものである。しかし、いつ、誰に、どのような形で現実化し、どれくらいのペースで悪化するかを確実に予見することは

できない。とはいえ、ＣＯ２の大気濃度が上昇し続けるとすれば、気候変動がさらに激化することは確実であり、その結果、「生命」(l i f e)等に対する被害を受ける客観的リスクを前に、原告らは精神的な不安を抱き続けることとなる。本来回避できるはずのかかる不合理なリスクにさらされることは、健康平穩生活権を侵害する。

他方で、平穩生活権は平穩で安定した人の「生活」(l i f e)において、家族を育み、仕事や学びや芸術などの様々な活動を通じて幸福を追求する権利としての側面を持つ。ところが、人為的な活動によって気候変動が激化することは、そのような幸福追求権の基盤を著しく不安定なものとする。そのことは、安定した気候が我々のかけがえのない生活基盤であり、それを享受することで得られる精神的平穩には法的に保護されるべき利益があること、つまり安定気候享受権があることを意味する。オランダ最高裁判決も、気候変動は生命に関する人権を侵害するとともに、人の生活や家庭生活に関する人権をも侵害するとしている（甲Ｃクの１、２の５．２．３参照）。

(4) 権利侵害

ＣＯ２は今日、気候変動をもたらす生態系の維持および人類の存続自体を脅かす「有害ガス」である。伝統的な有害物質と異なり、排出口における排出濃度ではなく、排出の絶対量が問題となる。すなわち自然による吸収を超えて長期にわたり残存し大気中のＣＯ２濃度の上昇に寄与するレベルの排出量での排出が気候変動を加速させ、悪化した気候変動を通じて、原告らの上記権利を侵害する。

(5) 受忍限度を超える違法性

ＣＯ２は前述した意味で今日「有害ガス」と見るべきであるが、すべての人間が排出主体であり、人間社会の諸活動は通常ＣＯ２排出を伴う。

また、ＣＯ２排出による権利侵害は、被告単独の排出および共同不法行為者らによる共同排出行為を通じた場合のいずれにせよ、個々の原告の被害への一

定の寄与として現れる。

しかし、被告らのＣＯ２排出による原告らの権利侵害が総合的に見て受忍限度を超える違法性を帯びる場合には差止請求が認められる。

また、健康平穩生活権や安定気候享受権という平穩生活権の侵害についても、受忍限度を超える違法性が認められれば当該行為の差止請求が認められる。これらの平穩生活権は、客観的リスクによって不安定化される精神的な人格利益を保護法益としており、絶対的価値を有する生命等を直接の保護法益とする場合とは異なるものの、侵害行為との利益較量によって受忍限度を超える違法性が認められれば、そのような違法行為は被害の現実化を回避・最小限化するために事前に抑止されなければならない。

(6) 受忍限度の判断要素～従前の議論の整理

まず、侵害行為の性質としての排出の「長期大量性」を重視すべきである。単独でも世界のエネルギー起源のＣＯ２の５０００分の１レベルの排出量であるうえ、共同不法行為者としての日本の全石炭火力発電所（あるいは新設大型石炭火力発電所）を合わせると、世界のＣＯ２濃度の上昇に重大な寄与をするレベルの排出量となる。

伝統的人格権という被侵害利益については、上述したとおり、個々の原告の権利侵害への寄与は割合的であり、平穩生活権の被侵害利益は主観的人格利益であることが特徴である。ただし、個々の権利利益を侵害する排出行為そのものの性質として、全世界の人類と生態系に不可逆的な影響を与えるものであるという総体としての侵害の巨大・深刻さが考慮されるべきである。

さらに建設計画時から現時点および口頭弁論終結時まで一貫して、被告らは、気候変動の悪化とＣＯ２削減の必要性和そのための政策の急速な強化という時代趨勢を認識し、それへの適合を抽象的にはうたいながら、現実には実効的な排出量の抜本的削減対策はとらないまま、故意に排出行為を続けようとしている。違法性および削減の必要性、さらには排出行為が社会的な削減努力の成果

にフリーライドしその成果を減殺してしまう点で、侵害行為の態様は極めて悪質である。

彼此相補性については、巨大施設を通じた30～40年もの間の大量排出と原告ら個々人との立場の互換性はない。

さらに被告らはエネルギーの安定供給という公益性を主張するが、再生エネルギーはもちろんより排出係数の低い天然ガス等の燃料種の選択肢もある中で、またパリ協定下世界が脱炭素に全力で取り組む時代において長期・大量にCO₂排出する行為に、およそ公共性や公益性は認めがたい。百歩譲っていくばくかの公益性が認められるとしても、石炭火力発電によるCO₂の大量排出そのものの削減、中止への流れが加速している中、急速にその公益性は減少し否定されていく時代情勢にある。

最後に被害発生回避の努力として、そもそも環境影響評価において当時の国の目標である2050年80%削減、2030年26%削減に整合する対策をとることは、本件石炭火力発電所の運営上の環境配慮義務の内容となっている。その実現の手段の1つとして環境影響評価で2030年までに国のCCS導入の検討を踏まえ、本事業に当たって検討すると言及していたCCSの導入については（甲A24の1の3、原告準備書面（20）10頁以下参照）、被告らは何ら検討する用意もなく、立地上も経済性からも実現可能性は全くない状況であり、現時点においてCCSによる被害回避対策は実質的に何ら準備されていない。

原告は従前これらの要素を総合的に考慮すれば、被告らのCO₂大量排出については受忍限度を超える違法性があると主張してきた。

(7) 受忍限度における「閾値」としての2040年石炭火力廃止

上記2で述べたとおり、日本における石炭火力発電所からのCO₂排出は最も遅くても2040年までに実質ゼロとするとともに、現在から2040年まで直線的に（毎年同じ量だけ）削減すること（つまり別紙1のような削減経路

とすること)が、1.5℃目標達成のために必要不可欠である。仮にこのような削減経路を超えるCO₂排出がなされるならば、1.5℃目標を達成することはできず、地球温暖化による人々(当然のことながら原告を含む)に対する生命・健康・財産への被害が更に甚大となること、またその被害の現実化の過程において平穏生活権が侵害されることはこれまでも述べてきたとおりであり、その意味で別紙1の削減経路が日本における石炭火力発電所からのCO₂排出量の「閾値」(それを超えると被害を生じさせる値)を示しているといえる。

原告はこれまで、新設発電所からのCO₂大量排出が伝統的人格権ないし平穏生活権(健康平穏生活権および安定気候享受権)を侵害するものと主張してきたところ、新設発電所からのCO₂排出が別紙1の排出経路に示された上限量つまり「閾値」を超える場合には、①1.5℃目標未達成によって更なる地球温暖化がもたらされ、それに伴う被害が甚大になること、②それはすなわち、原告の人格権ないし健康平穏生活権・安定気候享受権を顕著に侵害することを意味すること、③上記2(1)イで述べたとおり、世界で(特に先進国において)最も遅くとも2040年までには石炭火力発電所からのCO₂排出を実質ゼロにすることがパリ協定等に基づき温暖化被害を可能な限り回避するために必要とされ、これが世界の公序となっているというべきところ、別紙1の排出経路を超えるCO₂排出はかかる世界の公序にも反すること等からして、受忍限度を超える違法なものと評価すべきである。

4 分割的差止請求

本予備的請求は、原告らは、準備書面(21)にて指摘した分割的差止の考え方に基づく。すなわち、原告は共同不法行為を構成する複数の汚染源である企業群を被告として、汚染を適法レベル(閾値以下)に下げるに必要な程度に排出量を減少せよとの請求をなしうるが、個々の被告が汚染に対する寄与度を立証したならば、当該被告に対しては寄与度相当の排出量減少を請求しうるにとどまるとの考え方である(例えば澤井裕教授の見解、甲A52を参照)。

準備書面（２１）にて述べた例を用いてこの考え方を説明すると、以下のとおりである。すなわちA・B・Cという複数企業から汚染物質が排出されており、その排出量はそれぞれ5・2・3だと仮定する。なお、住民の被害への寄与度に鑑みて、排出量ではなく被害住民に汚染物質が到達する時点での濃度に着目する考え方もあるが、CO₂の場合は、その累積排出量と世界平均気温の変化量がほぼ比例の関係にある（気候変動に関する政府間パネル・第5次評価報告書・統合報告書、甲C1－3・8頁）のだから、地球温暖化の文脈ではCO₂の排出量に着目すれば十分である。仮に同汚染物質により住民が被害を受けることを回避するためには、A・B・Cからの排出量合計10（5＋2＋3）を合計6にまで削減しなければならないとすると、分割的差止説によれば、A・B・Cすべてが、全体の削減率（6÷10＝60％）と同じ割合でのみ削減義務を負うことになり、A企業は5→3（5×0.6＝3）、B企業は2→1.2（2×0.6＝1.2）、C企業は3→1.8（3×0.6＝1.8）まで削減すれば削減義務を果たしたことになる。

これを図示すれば下記図1のとおりとなる。

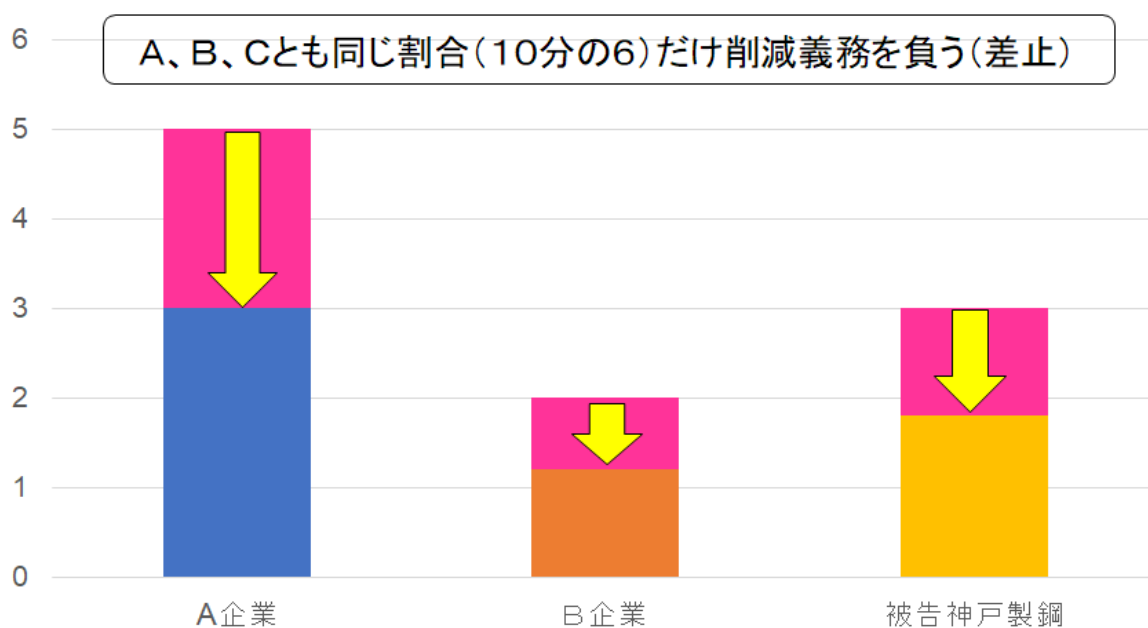


図1 分割的差止説による削減義務

分割的差止責任を負うグループは共同不法行為者に当たる者であり、本件新設発電所と少なくとも弱い関連共同性を有する発電所群「日本全国の他の石炭火力発電所」原告準備書面（１７）参照）である。上記２で述べたとおり、日本のすべての石炭火力発電所からのＣＯ２排出は最も遅くとも２０４０年までに実質ゼロにすべく現時点から直線的に削減する必要がある、その排出削減経路が閾値となるのであるから、本件新設発電所からのＣＯ２排出も、日本の石炭火力発電所全体と同様に、別紙１のと通りの削減経路をとることが必要となる（これを超えるＣＯ２排出と違法となる）。

因みに、このような分割的差止の考え方は、損害賠償について、弱い関連共同性を有する複数の排出源による排出が重なって結果を引き起こすに過ぎない場合（いわゆる重合的競合の場合）に、各人の責任は自己の行為が寄与する限度に限定されんとする判例理論（例えば、平成７年７月５日大阪地裁判決、西淀川事件第２次～第４次訴訟など）と整合している。すなわち、損害賠償の場面における寄与度減責の考え方と差止の場面における分割的差止論は、いずれも、各排出源にその寄与度の限度でしか責任を負わせない点で、同一の根拠に基づいているといつてよい。

５ 被告神戸製鋼及びコベルコパワー神戸第二に対する請求

（１） 被告神戸製鋼らに対する請求

被告神戸製鋼らは、新設発電所を所有ないし稼働し、同発電所から直接大気中にＣＯ２を排出させる者であるから、別紙１の「期間」に記載の各期間に、新設発電所を稼働させ石炭を燃焼させることにより、新設発電所から、別紙１の「二酸化炭素排出量」に記載の量を超えて大気中に二酸化炭素を排出してはならない義務を負う。

（２） 請求の特定性

被告神戸製鋼らにおいては、本件アセスの中で、別紙資料のとおりＣＯ２排出量を具体的に計算し予測しているところ（甲Ａ２４の１１の３ほか）、新設発

電所の稼働により大気中に排出されるCO₂の量については、新設発電所を稼働し、計算の前提となる各種のデータを保有する被告らにおいては容易に計算できるから、予備的請求の趣旨第1項についてその特定に欠けるところはない。

なお、新設発電所に同発電所から排出される排ガス中から二酸化炭素（CO₂）を回収・貯留する設備（CCSなど）が設置された場合には、「大気中に」二酸化炭素を排出するものではなくなるから、この点を踏まえても、請求の特定に欠けることはない。

(3) 将来請求の必要性

新設発電所のうち3号機については2021年稼働開始予定、4号機については2022年稼働開始予定であるところ、被告神戸製鋼らは、これを稼働開始から少なくとも稼働させる予定であるとしており（甲2ほか）、かつ、被告神戸製鋼と被告関西電力との間の電力受給契約（丙3）においても、契約期間は30年であるとされている。

したがって、被告神戸製鋼らが新設発電所を2030年時点においても稼働させる予定であること、加えて2050年時点においてもこれを稼働させる予定であることは明らかであるから、その稼働によって被告神戸製鋼らが別紙1の「期間」に記載の各期間に、新設発電所から、別紙1の「二酸化炭素排出量」に記載の量を超えて大気中に二酸化炭素を排出しようとしていること、これによって原告らに対する権利が侵害されるおそれがあることは明らかである。

以上により、将来の損害発生について高度の蓋然性があるから、今後の将来30年の各年度を対象とした将来請求の必要がある。

6 被告関西電力に対する請求

(1) 被告関西電力に対する請求

被告関西電力は、新設発電所の稼働について、被告神戸製鋼らに対して発電電力量を通告し、稼働を指示する者である。

被告神戸製鋼らが新設発電所から排出してはならない二酸化炭素の量は前項

に記載のとおりである。そして、新設発電所から排出される二酸化炭素の量と発電電力量の関係について見ると、本件アセスの評価書の12.1.9-1(1315頁)(甲A24の11の3)においては、

二酸化炭素排出原単位＝年間二酸化炭素排出量÷年間発電電力量
であるとされ、また、上記評価書によれば、新設発電所の二酸化炭素排出原単位(発電端)は約0.760 kg-CO₂/kWhである。以上によれば、

年間発電電力量 ＝ 年間二酸化炭素排出量(t) × 1000¹ / 0.760
となることとなる。

そうすると、新設発電所にCCSが付されていない限り、新設発電所から、第2項に記載の年間二酸化炭素排出量を越えて石炭の燃焼により二酸化炭素を排出させないようにするためには、年間発電電力量を上記計算によって算出される値よりも低くする必要がある。

したがって、被告関西電力は、被告神戸製鋼およびコベルコパワー神戸第二に対し、別紙1の「期間」に記載の各期間に、新設発電所について、別紙1の「発電通告量」に記載の量を超えて発電量の通告をしてはならない義務を負う。ただし、新設発電所に同発電所から排出される排ガス中から二酸化炭素(CO₂)を回収・貯留する設備(CCSなど)が設置された場合には、被告神戸製鋼らが「大気中に」二酸化炭素を排出するものではなくなるから、この場合については例外となる。

(2) 請求の特定性

被告神戸製鋼らにおいては、本件アセスの中で、別紙資料のとおりCO₂排出量と発電電力量との関係を明らかにしており(甲A24の11の3ほか)、加えて、被告関西電力においては、本件電力受給契約書に基づき、被告神戸製鋼らに対し発電電力量を通告する立場にあり、自らの通告発電電力量は当然に把握

¹ 原単位は「kg」基準なので、「t」基準に換算

しているから、予備的請求の趣旨第2項についてその特定に欠けるところはない。

(3) 将来請求の必要性

被告神戸製鋼らは、新設発電所を稼働開始から少なくとも稼働させる予定であるとしており（甲2ほか）、かつ、被告神戸製鋼と被告関西電力との間の電力受給契約（丙3）においても契約期間は30年であるとされているから、前項(3)で記載したのと同様、被告関西電力に対する請求についても将来請求の必要があることは明らかである。

4 結語

よって、原告らは、本訴えの変更申立てをし、予備的請求を追加する。

以上

別紙 1

	期間	二酸化炭素排出量 (単位 万トン)	発電通告量 (単位 kWh)
1	2021/4/1 ~ 2022/3/31	657.400	86億5000万0000
2	2022/4/1 ~ 2023/3/31	622.800	81億9473万6842
3	2023/4/1 ~ 2024/3/31	588.200	77億3947万3684
4	2024/4/1 ~ 2025/3/31	553.600	72億8421万0526
5	2025/4/1 ~ 2026/3/31	519.000	68億2894万7368
6	2026/4/1 ~ 2027/3/31	484.400	63億7368万4211
7	2027/4/1 ~ 2028/3/31	449.800	59億1842万1053
8	2028/4/1 ~ 2029/3/31	415.200	54億6315万7895
9	2029/4/1 ~ 2030/3/31	380.600	50億0789万4737
10	2030/4/1 ~ 2031/3/31	346.000	45億5263万1579
11	2031/4/1 ~ 2032/3/31	311.400	40億9736万8421
12	2032/4/1 ~ 2033/3/31	276.800	36億4210万5263
13	2033/4/1 ~ 2034/3/31	242.200	31億8684万2105
14	2034/4/1 ~ 2035/3/31	207.600	27億3157万8947
15	2035/4/1 ~ 2036/3/31	173.000	22億7631万5789
16	2036/4/1 ~ 2037/3/31	138.400	18億2105万2632
17	2037/4/1 ~ 2038/3/31	103.800	13億6578万9474
18	2038/4/1 ~ 2039/3/31	69.200	9億1052万6316
19	2039/4/1 ~ 2040/3/31	34.600	4億5526万3158
20	2040/4/1 ~ 2041/3/31	0.000	0
21	2041/4/1 ~ 2042/3/31	0.000	0
22	2042/4/1 ~ 2043/3/31	0.000	0
23	2043/4/1 ~ 2044/3/31	0.000	0
24	2044/4/1 ~ 2045/3/31	0.000	0
25	2045/4/1 ~ 2046/3/31	0.000	0
26	2046/4/1 ~ 2047/3/31	0.000	0
27	2047/4/1 ~ 2048/3/31	0.000	0
28	2048/4/1 ~ 2049/3/31	0.000	0
29	2049/4/1 ~ 2050/3/31	0.000	0
30	2050/4/1 ~ 2051/3/31	0.000	0
31	それ以降の期間	0.000	0

12.1.9 温室効果ガス等

1. 二酸化炭素

(1) 予測及び評価の結果

① 土地又は工作物の存在及び供用

a. 施設の稼働（排ガス）

(a) 環境保全措置

施設の稼働（排ガス）に伴う温室効果ガス等（二酸化炭素）への環境影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・ 利用可能な最良の発電技術である超々臨界圧(USC)発電設備を採用する。
(設計発電端効率：43%、高位発熱量基準)
- ・ 発電設備の適切な維持管理及び運転管理を行うことにより、発電効率の維持に努める。
- ・ 発電所内の電力及びエネルギー使用量の節約等により、送電端効率の改善、維持に努める。

(b) 予測地域

対象事業実施区域とした。

(c) 予測対象時期

新設発電所の運転が定常状態となる時期とした。

(d) 予測手法

施設の稼働（排ガス）に伴い発生する二酸化炭素の年間排出量及び発電電力量当たりの二酸化炭素排出量（以下、「排出原単位」という。）を、燃料使用量、発電電力量等から算出した。

二酸化炭素の年間排出量及び排出原単位の算出方法は、下記のとおりである。

年間二酸化炭素排出量

$$= \text{年間燃料使用量}^{\ast 1} \times \text{単位発熱量}^{\ast 2} \times \text{炭素排出係数}^{\ast 3} \times (44 \div 12)^{\ast 4}$$

二酸化炭素排出原単位

$$= \text{年間二酸化炭素排出量} \div \text{年間発電電力量}^{\ast 5}$$

※1 年間燃料使用量＝100%負荷燃料使用量×100%負荷年間運転時間
＋50%負荷燃料使用量×50%負荷年間運転時間

※2 単位発熱量＝24.141 GJ/t（湿炭、高位発熱量）

※3 炭素排出係数は「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」（経済産業省・環境省令第3号、平成18年）で定められた一般炭の0.0247(t-C/GJ)を使用した。

※4 炭素量を二酸化炭素に換算するための係数

※5 年間発電電力量＝定格出力×24h×365日×年間設備利用率

(e) 予測結果

施設の稼働（排ガス）に伴い発生する二酸化炭素の排出量は、第 12.1.9-1 表のとおりである。

第 12.1.9-1 表 二酸化炭素の年間排出量及び排出原単位

項目	単位	新設発電所
定格出力	万kW	130
燃料の種類	—	石炭
年間設備利用率	%	80
年間燃料使用量	万t/年	約 317
年間発電電力量	億kWh/年	約 91
発電端効率	%	43
年間二酸化炭素排出量	万 t-CO ₂ /年	約 692
二酸化炭素排出原単位 (発電端)	kg-CO ₂ /kWh	約 0.760

注：神戸発電所停止時の代替として、設備能力最大 200t/hの熱供給を行った場合、年間燃料使用量は約 339 万t/年、年間二酸化炭素排出量は約 740 万t-CO₂/年となる。

(f) 評価の結果

7. 環境影響の回避・低減に関する評価

施設の稼働（排ガス）に伴う温室効果ガス等（二酸化炭素）への環境影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・利用可能な最良の発電技術である超々臨界圧(USC)発電設備を採用する。
(設計発電端効率：43%、高位発熱量基準)
- ・発電設備の適切な維持管理及び運転管理を行うことにより、発電効率の維持に努める。
- ・発電所内の電力及びエネルギー使用量の節約等により、送電端効率の改善、維持に努める。

これらの環境保全措置を講じることにより、施設の稼働（排ガス）に伴う温室効果ガス等（二酸化炭素）への影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。

なお、二酸化炭素排出量をより低減するための方策として、現在、神戸製鉄所の排熱を利用して実施している近隣の酒造会社等への熱供給に加え、地域で発生する未利用エネルギー源の神戸製鋼グループの発電所における活用や、発電所の未利用エネルギーの有効活用をはじめ、地域での具体的な削減方策について検討する。参考として、具体的な検討内容を 12.1.9-6 頁に示す。

4. 環境保全の基準等との整合性

「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ（平成 25 年 4 月 25 日、経済産業省・環境省）」（以下、「局長級取りまとめ」という。）において、「火力発電所の環境